

# 令和7年度岩手県食育推進図画・ポスターコンクール 募集要領

## 1 趣旨

岩手県では、「岩手県食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的、計画的に展開していますが、令和3年度から新たに策定した「岩手県食育推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」に基づき、食育の更なる推進に取り組んでいます。

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、できるだけ多くの県民が参加して進めることが大切です。

そこで、岩手の未来を担う児童生徒のみなさんが、食育について考えるきっかけとなることを願い、このコンクールを実施します。

## 2 主催

岩手県食育推進ネットワーク会議（※）、岩手県

（※ 食育を県民運動として全県的に展開することを目的として、44の団体等で構成している組織）

## 3 テーマ

「朝ごはん」

## 4 応募資格

岩手県内の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する児童・生徒

## 5 募集区分

- (1) 小学校低学年の部（1年生～3年生）は図画とする。
- (2) 小学校高学年の部（4年生～6年生）はポスターとする。
- (3) 中学校の部（1年生～3年生）はポスターとする。

※ 義務教育学校は、それぞれの該当する学年とします。なお、募集状況等によって区分を変更する場合があります。

## 6 募集作品の規格等

- (1) 本人の作品（合作は認めない。）で未発表のものであること。
- (2) 作品の縦・横は自由とするが、画用紙の大きさは、次のとおりとする。
  - ・ 4ツ切サイズ（392 mm×542 mm）又はB3判（364 mm×515 mm）とする。
  - ・ 小学校低学年の部においては、8ツ切サイズ（271 mm×392 mm）又はA3判（297 mm×420 mm）、B4判（257 mm×364 mm）も認める。
- (3) 作品の彩色は、水彩絵の具、ポスターカラー又はクレヨン等を使用するものとし、使用色数は制限しない。なお、色画用紙の使用も認める（立体性のある作品は審査対象外とする）。ただし、パソコンで作成した作品は不可とする。
- (4) 小学校低学年の部を除き、作品の中に必ず「朝ごはん」をテーマとする標語（文字）を入れ

ること（標語以外の文字は入れないこと）。

## 7 応募方法

応募作品は一人1作品までとします。

- (1) 学校単位で応募する場合は、応募作品一覧表（別紙様式1）を添えて応募すること。なお、作品には応募用紙（別紙様式2）を添付すること（作品の裏に貼付すること）。
- (2) 個人で応募する場合は、応募用紙（別紙様式2）を添付すること（作品の裏に貼付すること）。
- (3) 作品は折ったり丸めたりせずに平らな状態のままで、令和7年8月29日（金）までに下記応募先まで提出すること。

【作品応募先】

〒020-8570

盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 食の安全安心担当

## 8 審査

- (1) 審査は、岩手県食育推進ネットワーク会議の会長が指名する者で構成する審査会により審査を行い、最優秀賞1点、優秀賞3点程度（各部門から1作品）、奨励賞2点程度を選出します。
- (2) 審査の結果は、入賞者については、学校単位で応募した場合は、入賞者の在学する学校長に通知し、個人で応募した場合は、入賞者に直接通知します。また、県ホームページにおいて発表し、併せて報道機関に情報提供を行います。

## 9 表彰

令和7年 11 月3日（月）にイオンモール盛岡にて開催を予定している岩手県食育推進県民大会において、賞状及び副賞を贈呈します。

## 10 応募作品の取扱

- (1) 応募作品は返却します。
- (2) 入賞作品については、県が食育推進ポスター、パンフレット、作品展示会等の食育の普及啓発活動に使用します。
- (3) 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとします。
- (4) 入賞作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正して使用することがあります。
- (5) 入賞者名、学校名、学年、作品は県ホームページで発表します。
- (6) 今回の応募により得られた個人情報については、図画・ポスター募集の運営に必要な範囲内で適正に取り扱います。

## 11 問合せ先

岩手県食育推進ネットワーク会議事務局

（岩手県環境生活部県民くらしの安全課 食の安全安心担当）

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5385

Eメール：AC0009@pref.iwate.jp